

(4) 中小企業者・個人事業主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により、経営の安定に支障をきたしている、または今後、資金繰りに支障をきたすおそれのある中小企業者・個人事業主(市内において6カ月以上継続して事業を営んでいる方)の皆様を対象に、緊急対策を創設しました。

1 利子補助

補助金は令和2年実績分を令和3年3月に、令和3年実績分を令和4年3月に支払予定です。

区分	補助金名	対象資金	補助率	補助期間	備考
既往債務条件変更	返済猶予利子補助金	日本政策金融公庫資金・ 鹿児島県制度資金・ 各民間金融機関の資金※1	100%	返済猶予開始から 令和2年12月まで (返済猶予期間のみ)	補助上限額 10万円 ※2 ※3
新規借入	新規借入利子補助金			令和2年6月末までに 借入したもの	借入から1年間

※1 各民間金融機関の資金は、直近1カ月の売上が前年同期と比較して20%以上減少している中小企業者・個人事業主が対象です。

※2 各民間金融機関の事業性既往債務の条件変更(返済猶予)も対象になります。(諸条件あり)

※3 既存の中小企業対策利子補助金・地域成長戦略利子補助金等の対象となっている既往債務は、対象外です。

※4 各民間金融機関からの新型コロナウイルス感染症の影響による事業性新規借入も対象になります。(諸条件あり)

2 緊急保証制度保証料補助(分割払の場合、初回のみ補助対象)

補助金名	対象資金	補助率	補助対象融資上限額	備考
緊急保証制度保証料補助金	セーフティネット対応資金 (鹿児島県制度資金)	100%	500万円 (補助上限額なし)	1回のみ

3 問合せ先

川内商工会議所、お近くの薩摩川内市商工会並びに薩摩川内市役所の相談窓口にお問い合わせください。

・薩摩川内市役所 地域経済対策相談窓口(商工政策課内) ☎23-5111(内線4323)

(5) 雇用に関すること

1 雇用調整助成金

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当・賃金などの一部を助成するものです。

詳しくは、鹿児島労働局職業対策課(☎099-219-8713)にお問い合わせください。

2 小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

・新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校に通う子ども
・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金制度が創設されました。申請期間は、令和2年6月30日までです。

詳しくは、学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター(☎0120-60-3999)にお問い合わせください。

(6) 電気料金・ガス料金等の特別措置

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等が発生している状況を踏まえ、経済産業省から、電気料金等に対する支払期日延長の要請を受け特別措置が実施されています。ご契約されている事業者にお問い合わせ、内容を確認してください。

感染の状況及び感染予防について

鹿児島県内で感染者が確認されましたが、市民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、咳エチケットや手洗いなど通常の感染症予防に引き続き取り組んでください。

風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続き強いだるさや息苦しさがある方、重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のために妊婦さんは、こうした状態が2日程度続いたなど、感染地域からの帰国や発熱、咳、息苦しさ、倦怠感等の症状が続く場合は、帰国者・接触者相談センター(川薩保健所：☎23-3165)にご相談ください。

新型コロナウイルス感染予防策(クラスター発生のリスクが高い3つの条件)

①換気の悪い密閉空間

②多数が集まる密集場所

③間近で会話や発声をする密接場面

※新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。

※イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

※3つの条件のほか、共同で使う物品には消毒などを行ってください。